

第 2 4 回宇都宮市都市計画審議会議事録

平成 1 7 年 3 月 1 日
午後 2 : 0 0 ~
1 4 A 会議室

出席委員 荒井雅彦委員，塩田 潔委員，増淵昭一委員，鈴木幸子委員，
永井 護委員，船田武彦委員，吉田栄一委員，杵淵 広委員，
小林秀明委員，岡本治房委員，中山勝二委員，石塚 奠委員

(1 2 名)

欠席委員 田辺繁樹委員，長田光世委員，
細谷芳明委員 (代理出席：大出課長補佐)

(3 名)

出席幹事 森賢一郎幹事，永嶋正義幹事，栗田健一幹事，手塚英和幹事，
高橋 悟幹事，定岡 誠幹事，笠井 純幹事

(7 名)

(臨時幹事) 森岡正行幹事 (地域政策室長)

(1 名)

事務局 吉澤信二書記，松本一男書記，飯塚由貴雄書記，齋藤貴司書記

(4 名)

説明員 小堀徹地域政策室 GL

(1 名)

進行 統括 GL	<p>本日は，お忙しい中ご出席いただきまして，まことにありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので，只今から，「第24回宇都宮市都市計画審議会」を始めたいと思います。</p> <p>委員の皆様方には，ご審議・ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
臨時幹事の 紹介	<p>始めに，本日は3件の付議案件があげられておりますが，案件に関連しまして，臨時幹事として，地域政策室長が出席しております。</p>
資料確認	<p>次に，本日の会議資料について確認させていただきます。</p> <p>本配布の資料と致しまして，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ A3版横の説明資料 <p>また，事前にお送りしました資料と致しまして，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について」 3・3・101号 東大通りの議案書 ・ 議案第2号「宇都宮都市計画道路の変更について」 3・4・137号 駅東口広場通りの議案書 ・ 議案第3号「宇都宮都市計画土地区画整理事業の決定について」 宇都宮駅東口土地区画整理事業の議案書 <p>となっております。</p> <p>以上，不足しているものがございましたら，お知らせ願いたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
傍聴者有無	<p>また，本日の会議については，傍聴者は2名でございます。</p>
会長職代行	<p>永井会長におかれましては，先程，遅くなれるとの連絡がございましたので，職務代理者である「小林秀明委員」に審議会の議事進行をお願いいたします。</p> <p>それでは，小林委員，よろしくお願いいたします。</p>
挨拶	<p>どうも，ご苦労様でございます。</p>

小林職務 代理者	<p>会長職務代理者の小林でございます。</p> <p>只今，報告ありましたように，永井会長が急遽遅くなられるとのことですので，私の方から議事進行を努めさせていただきたいと思いをします。</p> <p>委員の皆様には，忌憚のないご意見をいただきながら，効率的に会議を進めたいと思っておりますので，どうかご協力をよろしくお願いをしたいと思います。</p>
定足数報告	<p>それでは，会議の成立に係わる本会の定足数に関して，事務局より報告を求めます。</p>
松本 GL	<p>事務局より本会の成立についてご報告いたします。</p> <p>本日の会議でございますが，現在出席委員は 11 名でございます。これは，当審議会条例第 6 条でございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので，会議の成立をご報告いたします。</p>
開会 小林議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの報告のとおり，本会は成立しておりますので，ただいまから，第 24 回宇都宮市都市計画審議会を開催いたします。</p>
議事録署名 委員指名	<p>まず，議事に入る前に，本日の議事録署名委員として，塩田潔委員と岡本治房委員の 2 名をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議事開始 小林議長 会議の公開	<p>それでは，会議を進めますが，審議に先立ちまして，会議の公開，非公開について確認をいたします。</p> <p>本日の付議案件につきましては，会議は，公開とさせていただきます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>

小林議長

本日の付議案件については、2月18日付けで宮都第383号にて市長から諮問がされております、

・ 議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について」

3・3・101号 東大通り

同じく宮都第384号にて諮問がされております、

・ 議案第2号「宇都宮都市計画道路の変更について」

3・4・137号 駅東口広場通り

同じく宮都第385号にて諮問がされております、

・ 議案第3号「宇都宮都市計画土地区画整理事業の決定について」

宇都宮駅東口土地区画整理事業

以上、計3件でございます。

付議案件

1～3

それでは、議事に入ります。

本日は全てJR宇都宮駅東口地区整備事業に関する案件ですので、最初に、一括で事務局から説明をいただき、その後、ご質問・ご意見等をいただきたいと思います。と存じます。

栗田幹事

それでは、JR宇都宮駅東口地区整備事業に関する都市計画案について、

議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について（栃木県決定）

3・3・101号東大通り」、

議案第2号「宇都宮都市計画道路の変更について（宇都宮市決定）

3・4・137号 駅東口広場通り」、

議案第3号「宇都宮都市計画土地区画整理事業の決定

（宇都宮市決定）について宇都宮駅東口土地区画整理事業」

の3議案について一括でご説明いたします。

これらの内容は、昨年末の12月22日の審議会でご報告いたしました内容と同様でございます。その後1月11日に公聴会を開催し、関係機関とも最終の調整をさせていただいて確定した案となっております。

まず「議案第1号」の1ページをお開きください。今回、変更する3・3・101号 東大通りの変更後の計画書です。

2 ページをお開きください。新旧対照表です。東大通りの変更は、現在、起点部に設けられている駅前広場の区域（約 10,000 m²）を廃止するもので、表の一番下の段、及び右側の備考欄の駅前広場に関する項目が削除されることとなります。

3 ページをお開きください。総括図ですが、東大通り全体の位置を示したものです。

4 ページをお開きください。計画図ですが、現在の駅前広場が廃止され、東大通りに接続しなくなった変更後の区域を示すものです。

5 ページをお開きください。新旧対照図となりますが、変更前後の道路区域を示したもので、東大通りに設けられている現在の駅前広場の区域が黄色に着色されておりますが、この部分が廃止される区域となります。

次に「議案第 2 号」の 1 ページをお開きください。今回、新たに追加する 3・4・137 号 駅東口広場通りの計画書です。名称、位置、区域、構造など都市計画に定める内容が記載されております。

2 ページをお開きください。総括図ですが、計画道路の位置を示したものです。

3 ページをお開きください。計画図となりますが、追加する駅東口広場通りの起点、終点と区域を示したものです。今回の JR 宇都宮駅東口地区の整備計画に併せ、駅利用者の利便性や安全で円滑な交通の確保などの観点から道路計画を検討した結果、この駅東口広場通りの追加と併せて新たな駅前広場（約 13,300 m²）を駅舎寄りに設置する計画です。

4 ページをお開きください。参考図となりますが、駅東口広場通りの自動車動線と駅前広場の施設配置の概要を示したものです。詳細については、後ほど説明資料によりご説明いたします。

次に「議案第 3 号」の 1 ページをお開きください。宇都宮駅東口土地区画整理事業の計画書です。区域の面積は約 7.3 ha、区画整理事業において整備される公共施設の配置や宅地整備の内容が記載されております。詳細については、後ほど説明資料によりご説明いたします。

2 ページをお開きください。総括図ですが、事業地区の位置を示したものです。

3 ページをお開きください。計画図ですが、今回、区画整理事業を行おうとする区域を示したものです。

4 ページをお開きください。参考図となりますが、計画書に記載されている道路や広場などの公共施設等の配置される場所を示したものです。

以上3議案書の概要をご説明いたしました。詳細については、本日、配布させていただきました、お手元の説明資料（A3版）に基づいて説明いたします。

1 ページ左側をご覧ください。

「1 都市計画決定の主旨」でございますが、JR宇都宮駅東口において、新たな拠点地区の形成を目指して、県都の玄関口にふさわしいシンボル性のある都市環境の整備を図るため、都市計画道路の変更ならびに土地区画整理事業の決定を行うものでございます。

次に、「2 地区の位置と現状」でございます。本地区は、左下の現況土地利用図に示しますように、JR宇都宮駅の東側約7.3haの区域で、宇都宮市と市土地開発公社の用地を併せまして、全体の約45%、JR東日本が約27%、民有地が地権者2名でございますが、2%弱を所有しております。

右側をご覧ください。

「3 上位計画における位置付け」でございますが、

(1)として、平成12年12月に策定いたしました、「宇都宮市都市計画マスタープラン」でございます。表に示しますように、その都市構造と整備の方向では、JR宇都宮駅東口地区を、将来の都市拠点として位置付けており、土地利用、都市施設の整備、都市景観形成の方針などを定めております。

さらに、(2)といたしまして、平成14年8月に策定いたしました、「都心部ランドデザイン」でございます。これにおきましては、中段ですが、JR宇都宮駅周辺地区をJRコアと位置付け、広域高速交通網の駅としての立地条件を最大限に生かし、県都の玄関口のほか、宇都宮東部地区に立地する高度技術産業ゾーンの玄関

口として、全国さらには海外をも視野に入れた広域的な交流拠点の形成を目指すよう位置付けております。

それでは、資料の2ページをお開き下さい。

「4 JR宇都宮駅東口地区の整備方針」でございます。下の表をご覧ください。

1番目でございますが、地区開発の拠点となる施設の整備でございます。平成15年度、民間活力の導入に向け、民間企業から、地区全体のまちづくり構想案、事業計画案の提案を求める競技を実施し、現在は、事業化に向けた基本計画を策定しております。

中段のイメージ図はこの手続きの中で、平成15年度の提案競技で最優先交渉者となったグループ778から提案されたもので、その中で、民間施設の立地と併せ、公共公益施設といたしまして、産業支援・業務施設、公益・交流施設の導入を計画しております。

その表の2番目でございますが、新たな交流拠点にふさわしい都市空間の整備でございます。様々なイベントや活動の場となる交流拠点にふさわしい交流広場を計画しております。

次に、JR宇都宮駅と直結した交通結節機能の強化といたしまして、駅前広場の移設を考えております。それと併せまして、公共交通の動線の整備、公共交通の施設整備など駅利用者に配慮した駅前広場づくりを計画しております。

その表の最後になりますが、新たな交通システム導入に配慮した交通基盤の整備といたしまして、住みよいまちづくりを進めるため、「ひとや環境に優しい」新たな交通システムの導入を目指しております。

それでは、右側をご覧ください。

「5 宇都宮都市計画道路の変更の内容」でございます。

「(1) 3・3・101号 東大通りの変更」でございますが、右の図をご覧ください。

東大通りにつきましては、起点を東宿郷1丁目、終点を清原工業団地北の野高谷交差点とする、延長約8.4km、幅員23.5mの東部地区における重要な幹線道路でございます。

JR宇都宮駅東口地区においては、土地区画整理事業により、6

車線，幅員 3 2 m にて整備が完了しております。新たに計画しております駅前広場の都市計画決定に併せ，起点に設けております，現在の宇都宮駅東駅前広場（約 1 0 , 0 0 0 m²）を廃止するものです。東大通りに関わる起・終点，延長，幅員等の変更はございません。

次に，「（ 2 ） 3 ・ 4 ・ 1 3 7 号 駅東口広場通りの追加」でございます。

右の図をご覧ください。

本路線は，東大通りに接続し，新たに整備を計画しております宇都宮駅東駅前広場（約 1 3 , 3 0 0 m²）を起・終点とする本地区の幹線道路でございます。延長が約 4 6 0 m ，幅員は 2 0 . 5 m を計画しております。

東大通りとのスムーズなアクセス，自動車利用者の分かりやすい動線と安全性に配慮し，一方通行右回りで計画しております。

また，車線数でございますが，駅利用者の交通量，東口開発に伴う発生集中交通量など将来計画交通量，さらに，東大通り 6 車線（片側 3 車線）の道路から駅前広場へのバス，タクシー，一般車のスムーズな出入り，或いは中央街区，隣接街区の荷捌き，駐車場入庫待ちによる渋滞回避などを総合的に検討いたしまして，3 車線といたしました。

道路の横断面の構成でございますが，表の下に A - A ' という形で記載しておりますが，駅東口広場通りの車道につきましては，幅員 3 m の 3 車線で計画しております。中央街区の外側の歩道につきましては 6 m ，内側は 4 . 5 m でございます。中央街区周辺の歩道につきましては，来街者，駅利用者の自転車動線とも考えまして，自転車歩行者道として有効幅員 4 m を確保いたしました。

3 ページをお開き下さい。

駅東駅前広場への自動車動線計画でございます。図の中ほどに凡例がございますよう，各車両の動線計画を示しております。

公共交通のバスの動線，赤の実線でございますが，東大通りから駅前広場に入りまして，バス・タクシー用の車線，一番駅に近い第 1 レーンでお客様は乗降いたします。乗車したバスは，駅東口広場通りに沿って右回りで東大通りに向かいます。

タクシーの動線，緑の実線でございますが，バス・タクシー用の車線に入りまして，自由通路の階段，エレベータ付近のタクシー降車場にお客様を降ろします。空車になったタクシーは，緑の破線のように，右回りで駅東口広場通りを1周いたしまして，広場南端に設置いたしましたタクシー待機所に入ります。タクシー乗車のお客様は，タクシー待機所の整列した車が乗車場にまわりまして，乗車いたします。

一般車及び身体障害者・高齢者用車両の動線，紫色の実線でございますが，東大通りから一番内側の車線を使って，駅前広場に入りまして，一般車用の進入車線から第2レーンに進入し，一時停車いたします。駅利用者等の乗降後，専用レーンから駅東口広場通りに沿って東大通りに向かいます。駅前広場からの出口でございますが，バス・タクシー，送迎用の一般車，緊急車両などが錯綜しないよう，3レーンに分けてスムーズに駅前広場から出られるよう計画しております。

3ページ右側をご覧ください。

駅前広場部分の詳細といたしまして，バス乗降場，タクシー乗降場など駅前広場の施設配置図でございます。これらの配置につきましては，バス，タクシーの各交通事業者，警察など交通管理者との協議により，限られたスペースの中で，駅東口利用者にとって最も利便性，機能性の高い配置として計画したものでございます。

バス乗降場は，下の図にございますように，駅に一番近い第1レーン，東西自由通路の北側に5バス，路線バス用乗降場が4バス，貸切・企業等バス用乗降場が1バスです。路線バス用バスにつきましては，駅西口からの路線バスの転換を見込んで設置いたします。タクシーの乗降場は，先ほどの自動車動線計画でお示しましたように，第1レーンの東西自由通路の南側に乗車・降車場，各3バスを設置します。タクシー乗降場に南側には，タクシー待機所としまして，タクシー事業者との協議により60台のタクシープールを設置いたします。また，バス乗降場の南側には，5台分の観光・団体バス等の待機にも対応可能なバス待機所を設置いたします。

一般車につきましては，駅に2番目に近い第2レーンの東西自由

通路下に身体障害者・高齢者用 1 バース，その北側に一般送迎用 3 バースを設置します。

さらに，中央街区寄りの南北の歩道上には，将来の導入を想定した新たな交通システムの導入空間（図では水色の破線ですが）を確保いたします。

これらの乗降場へは，東西自由通路（幅員 10 m）から各乗降場を結ぶ階段およびエレベータを設置するほか，北街区と南街区を結ぶ歩行者デッキ（オレンジ色のハッチ），幅員 5 m を計画しております。

4 ページをお開き下さい。

歩行者や自転車利用者の動線計画をお示ししたものです。

先ほどの駅前広場の施設配置でも説明いたしましたが，本地区と駅舎，駅西口とは東西自由通路により 2 階レベルで連絡いたします。今回の整備により，現在ございます東西自由通路は，西側の 40 m を残し，駅前広場上空部約 50 m を改築いたします。さらに東西自由通路と南北街区を結ぶ歩行者デッキを，また中央街区東側には，2 階レベルで交流広場と東側の街区とを連絡する歩道橋（黒のハッチ）も計画しております。これらを利用して 2 階レベルの歩行者動線は，赤の破線となります。

また，地表レベルの歩行者動線は実線でございますが，駅に一番近い第 1 レーンの階段を下り，幅員 8.5 m の歩道を利用して南北街区へアクセスでき，また，駅前広場東側で南北へ伸びる歩道部の階段を下りまして，将来の新交通の導入空間を利用して，東大通りへアクセスする動線が主な歩行者動線であります。

また，自転車利用者の動線ですが，現在ございます駅東口駐輪場利用者の実態，駅前広場内の放置自転車，自転車通行を考慮して広場に面する北街区，南街区の 1 階部分に駐輪場の整備を予定しております。南街区の駐輪場利用者動線につきましては，南街区の西端，JR の線路沿いに計画しております自転車歩行者専用道路を利用して，地区外に整備されております駅東宿郷通り（幅員 8 m）とネットワークするよう計画いたしました。北街区の駐輪場利用者動線につきましては，本地区の北側および東側の利用者を対象に，駅東口広場通りの歩道 6.0 m を主な動線として計画しております。

それでは，5ページをお開き下さい。

6といたしまして，宇都宮都市計画土地区画整理事業の決定の内容でございます。

下の表をご覧ください。

名称は宇都宮駅東口土地区画整理事業，面積は約7.3ha，幹線街路につきましては，先程ご説明したとおりでございます。区画街路といたしましては，右側事業設計図のとおり，北街区及び南街区に幅員8m～12mの道路を基本に配置しております。特殊街路につきましては，JR駅側の線路沿いに自転車歩行者道路を設置しております。

その他の公共施設といたしまして，新たな都市拠点にふさわしいイベントや活動の場となる交流広場（約5,000㎡）を中央街区内に配置しております。下水道につきましては，駅前広場の地下になりますが，青い破線の区域に雨水貯留施設を設置し，一度，排水量を調整後，地区の下流の雨水幹線に放流する計画でございます。特に，雨水処理につきましては，歩道部の透水性舗装などで，雨水流下を軽減するよう配慮しております。

また，地区を南北に縦断しております水路の取り扱いでございますが，中央街区の北側の駅東口広場通り歩道際に移設いたしまして，歩行者，地区住民が水と親しめる水辺環境を創出できるよう計画しております。

最後に，宅地の整備でございますが，中央街区，南街区とも将来の大規模な立地施設の整備が可能となるよう，区画街路を設置しないスーパーブロックによる街区構成を計画しております。

都市計画案の概要については以上ですが，現在，基盤整備後の立地施設整備に向けまして，先程ご説明したとおり，平成15年度の提案競技で第1位となった民間企業グループ（グループ778）と協議・調整を図っております。

その企業グループ名の由来であります「七木，七水，八河原」というコンセプトのもと，立地施設については屋上緑化，壁面緑化の活用を検討しておりますが，基盤整備につきましても，歩道部ほか駅前広場への街路樹の配置，交流広場における水と緑の活用など，

緑溢れる，環境にやさしいまちづくり，ユニバーサルデザイン，バリアフリーへの配慮など人にやさしいまちづくりを進めていく予定であります。

今回の JR 宇都宮駅東口地区整備事業に関する都市計画案につきましては，事前に地権者説明や地元自治会説明会の開催を踏まえ，昨年 12 月 14 日～28 日には都市計画の素案を縦覧し，1 月 11 日には公聴会を開催したところですが，傍聴者は 3 名，公述人はおりませんでした。

また，この都市計画案の縦覧につきましては，広報うつのみや 2 月号に登載し，2 月 8 日～22 日までの 2 週間，都市計画案の縦覧を行ったところですが，その縦覧者は 5 名，意見書申出はありませんでした。

以上で，議案第 1 号「宇都宮都市計画道路の変更について（栃木県決定）3・3・101 号 東大通り」，議案第 2 号「宇都宮都市計画道路の変更について（宇都宮市決定）3・4・137 号 駅東口広場通り」，議案第 3 号「宇都宮都市計画土地区画整理事業の決定（宇都宮市決定）宇都宮駅東口土地区画整理事業」の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

《永井会長に議長交代》

永井議長 事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から，ご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。

鈴木委員 議案が県決定と市決定とに区分けされておりますが，何が異なっているのでしょうか。

飯塚書記 大規模な都市計画決定は県が行う旨，都市計画法に規定されております。

道路に関しましては，4 車線以上が県決定となっており，今回，廃止する駅前広場を含む東大通りは 4 車線道路（当地区付近は 6 車線となっております）であるため，県が決定することとなっております。新たに決定する駅東口広場通りは 3 車線ですので，市が決定できることとなっております。

また、区画整理につきましても、10 ha 以上は県決定となっております。

永井議長 水路ですが、現在の位置から大分西側に寄って、駅前広場のところは破線になっていますが、これは暗渠ですか。

小堀説明員 水路につきましては、水色の線で表示しておりますが、北街区東側を南下し、中央街区の北側を通り、駅前広場東端を南下させるよう計画しております。駅前広場東端など破線部分につきましては暗渠となっておりますが、中央街区の北側、駅東口広場通り歩道際（水色で着色した部分）につきましては開渠とし、歩行者や地区住民が水と親しめる水辺環境を創出できるよう計画しているところでございます。

永井議長 交流広場の近くの方が良いと思うのですが、何か不都合なこととかあるのですか。計画されている歩行者動線も北街区側の歩道としているようですし、その位置では活かしきれないのではないかと思います。

塩田委員 まず、外（基盤整備）と中（立地施設）が別に議論されており、事業の全体像がつかめない中で判断するのは難しいので、できる範囲で示して欲しいと思います。

次に、交流広場を中央街区の東側に計画されているようですが、これは駅前広場と一体で整備した方が良くと思うのですが、いかなもののでしょうか。

議長も仰っておられますが、水路の位置についても、設計図を見る限り、中央街区には高層の建築物が立地されることが想定され、現在の位置では、その建築物の陰になり、親水施設として相応しくないのではないかと考えますが、どう考えておられるのか。

森岡幹事 まず、全体像ですが、資料2ページをお開きください。左側中央にイメージ図がございますが、これは平成15年度の提案協議の際、第1位となった民間企業グループが示したものでございます。これを基に最優先交渉者となった当グループと協議を進めている

ところでございます。

次に、水路についてですが、中央街区においては地下駐車場の整備を計画しておりまして、検討いたしましたところ、構造上、中央街区内に水路を通すことは難しいと考えております。

最後に、交流広場と駅前広場については、現在協議を進めている立地施設の状況から、お示ししている設計図のように計画してございます。また、その間の通路につきましては、大谷石を活用した整備を検討しております。

塩田委員 今、大谷石を活用した通路という話が出ましたが、使い方によってはイメージを悪化させかねないので、実施設計を変更するのは容易ではないと思いますので、基本設計の段階で一度拝見させていただきたいと思います。

永井議長 他にございませんか。

船田委員 地下駐車場という話が出ておりますが、将来的にL R Tが導入された場合、また、4～5,000人規模のコンベンション・ホールを作りたいと市長も仰っておられますが、それらを想定した上で駐車場をどのように計画されているのか、お聞かせいただきたい。

森岡幹事 先程申し上げました中央街区地下のほかに、北街区及び南街区駐輪場上に計画しております。駐車台数につきましては、現在ございます市営駅東駐車場、及び駅西の市営駐車場の利用状況、当開発事業に伴う発生予測により、約1,500台を計画しております。また、北街区及び南街区の駐車場につきましては自走式の立体とし、L R T導入後等、利用状況に応じて土地利用の変更が行いやすいよう計画してございます。

永井議長 東西の各ターミナルの位置付けについて考えた方が良いでしょう。現在、西口に集中している駅利用車両を東口に向けて、混雑を緩和することもできる。いきなりここで是非にかけるのではなくて、少し広域的に、宇都宮市内全体の中で、この東口がどういう役割を持つターミナルなのか、そういう戦略についても、来年度、ご議論い

ただが必要があるような気がします。大宮は完全に分けていますよね。宇都宮と逆ですけどね。東口の方はほとんど車がアクセスできないけれど、西口の方は地下で駅直近まで入れるようなことを考えている。東京都心部と高速で繋がっているわけですね。そうすると、駅の東西について、周辺のパーク＆ライドも含めて、在来線の宇都宮線を含めた時の使い分けというのは、一度筋を通して議論していただく、それは正に都市マスとこのプロジェクト、都市マスをどういう風に読んでいいのかということの解釈が本当は必要なんじゃないかなという感じがしますね。我々サイドとしては、都市マスタープランが背負っているバック・ボーンなので、それとこれとはどういう整合性になっているのかということ、来年度、一度伺いたい。

他にいかがでしょうか。

中山委員

「七木、七水、八河原」をコンセプトにした設計、水辺の話も先程出ましたけれども、何れも具体的なものとして考えていただきたいと思います。特に、議長さんも心配なされているように、駐車場の問題はここだけではなく、宇都宮全体のことをイメージして、東西のどちらに重点を置いて行くのかということも考えながらやりませんと。ご承知のように、駅西口にしてもペレストリアン・デッキをあんな失敗しているわけですね。そういう事ですから、相当大的な考え方を持ってやっていただかないとちょっと無理かなという気がするんですよ。先程、船田委員が言われたように、市長は「5,000人規模のコンベンション・ホールを」という話をしているんですよ。そういった大きなコンベンション・ホールがなければ、宇都宮に人は呼べないというようなことで、市長は大きなことを打ち上げているわけだから。そうすると、ここに建つ建物もそんなことを想定しながら、ひとつの案ですけども、そんなこともあるんだということを十分心した時に感じることは、ここ宇都宮は地下道みたいところが駄目なところなんですね。二荒山神社の前も何回も整備しようとしたけれども出来ない。県庁前の地下道は怖くて入れない。それだけに相当心して、地下の利用を考えなければいけませんね。船田さんも言われているように、1,500台なんてとても話

にならないような数字だと思うんですよ。それと、先程から出ている水路の問題も、建物をイメージすると、塩田委員が言われたように、この図面を見ると北側になりますね。そんなことも十分配慮していただいて、お願いできたらなと私は思います。

永井議長 他にいかがでしょうか。

吉田委員 今回の件ですけれども、今回都市計画決定する場合に、その水路の位置、及び地下貯水池も一緒に決定するんですか。決定するのは、中央街区を回る都市計画道路、街路が4本、それから自転車道路と補線、これは決定しますよね。そこに加えて、この水路の位置も決定するんですか。しないでしょ。

事務局 はい。

吉田委員 はい、分かりました。

画にこういう風に載ってしまうと、このとおりで全部決定するのかなと思うんですよ。イメージを持ってしまう人もいます。

森岡幹事 今回、分かり易くということで色々お示しして、逆に混乱されているのかと思いますけれども、まず、駅前広場の位置の変更がひとつです。次に、中央街区を取り巻く都市計画道路の決定。最後に、7.3haの土地区画整理事業の決定と、この3点でございます。それ以外のものにつきましては、今回の都市計画審議会にお諮りをして決定をするというものではございません。

永井議長 ここところが難しく、塩田委員はもうちょっとイメージを画いてくれないと分からないというのもあるし。

塩田委員 内容はともかく、用途地域ですか、その辺が出てくると言う。小出しに出てくるものですから、ちょっと付いていけないです。まとめてというのが難しいことは承知なんですけど、これから用途地域関係、高度利用地区、そういう利用があるのか。その他、更に審議

事項があるのか。ある程度先のところをイメージできないとこれで良いのかという判断が難しいので。そもそもこれで決めていったとしても、次に違う問題が出てくる。では、何か総合的な計らい、そこまで考えるのなら道路の幅もうちょっとあった方がいいんじゃないかという意見も、後で無きにしも非ずなものですから、考えられるこれから審議することはまだ言えないのでしょうか。

永井議長

これは、まず、次の段階で、誰がどこの土地を持つのかという格好があると思うんですね。それが決まると、大体開発意向が決まってくるので、どうしようかなと。そうした時に、用途と上乘せする地区計画ですね。我々サイドからお願いしたいのは、北と真中と南の大ブロック位ではまとめてやりたいなと。ただ、それも、この上物の方に入ってきますと、都市計画でコントロールできるところというのは非常に少なくなってきた、土地所有者の意向との絡みでシナリオが決まってくるんだと思うんですね。ですから、是非お願いは、ブロック毎位で何とか頑張って、地区計画を通すような段取りで議論させていただきたい。我々はそういう意向ですね。

塩田委員が仰られたことは、スケジュールとしてはどういう段階になっていくのか、お話いただけますか。

塩田委員

これでもう、全て終わりなのか。用途地域が出てくると思うのですけれども、その後にも、難しい問題が出てくるのか。そこら辺をある程度、知っておきたいなということです。

小堀説明員

それでは、今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。本日、都市計画道路、市街地開発事業でございます土地区画整理事業の案件についてご審議をお願いしてございますが、今後、知事決定の内容につきましては、県の都市計画審議会にお諮りいたします。地域政策室といたしましては、17年度早々には土地区画整理事業の事業認可を取りまして、事業に着手したいと考えてございます。平成17年度につきましては、一部工事に着手するとともに、今、会長が仰られました換地の問題について、仮換地指定に向けた換地計画案の協議をいたしまして、その計画に対する地権者の合意を受け、用途地域等の見直し、及び将来的にどういう土地利用

になるのか、建築物がどういう形態になるかということを決める地区計画等について、18年度位にお諮り出来ればと考えております。土地区画整理事業につきましては、17年度から20年度までの4ヵ年で進めたいと考えてございます。基盤整備が完了した部分から、早期、建築物等の着手を始めたいと考えておまして、出来れば18年度位からの一部着手を計画してございます。先程申し上げました公共・公益施設等が入ります中央街区の拠点施設等につきましては、平成20年から22年を目途に、竣工を目指して現在計画しているところでございます。

飯塚書記 この都市計画審議会の場合でも、17年度になりまして、ご説明できる内容が出来れば、この事業の内容等について、今後の用途地域、地区計画、及び景観的なものにつきましても都市計画法が改正されまして計画地区等をかけられるようになっておりますので、立体的な施設の状況と併せた用途の関係も一緒に、何度かご説明させていただきたいと考えております。

永井議長 この交通の関係で少し気になっているのは、身障者用バースってありますね。そこにはエレベータが付くんですか。エレベータの付く位置等バリアフリーの関係をもう1回ご説明いただけますか。

小堀説明員 説明資料の3ページをご覧ください。右側の図に、身障者乗降場という形で1バース書いてございます。その直ぐ左側に、小さくて見難いかと思いますが、オレンジ色のバツ印で示しております。これがエレベータでございます。身体障害者、或いは高齢者用として設置しております乗降場の直ぐ前に計画しております。

永井議長 3つ書いてあるのは、3ヶ所、島と両サイドの歩道のところに1機ずつエレベータが付くということですね。

小堀説明員 はい。

永井議長 それから、歩行者動線のメインのところは良く決めなければいけない。所謂「動く歩道」ではないんだけど、補助的なものに行く

のか、行かないのか。その辺りのところはいかがなのでしょう。幅がないという点はちょっと気になっているのですが。

小堀説明員

「動く歩道」についての検討でございますが、今、お話がございましたように、幅的に、付けられるのが東西自由通路なのかなと、一度検討はしてございます。幅10mという自由通路でございますので、「動く歩道」の幅や設置の区間等、いろいろ検討いたしましたが、今回、先程の3ページにもございますように、自由通路の北と南に、第1レーンでは北にバス・バス、南にタクシー・バス、第2レーンでは一般車用の乗降バス等を設けてございます。既存の自由通路は直線的な歩行者の動線でしたが、今回の部分につきましては横断するような南北の動線が入ってまいります。

また、冒頭申し上げましたように、現在、駅舎から東口のタクシー・プールまで約200mございますが、今回の整備で駅舎側の方に区域が100m程近くなります。距離的には約1/2となり、第1バスになりますと約40mの距離しか歩かないこととなります。

今回の部分につきましては、先程申し上げましたように、東西の動線だけではなく、南北の動線が入っており、その歩行者動線を遮ることになり、設置が難しい。それに加え、この東西自由通路が半分になるということもあり、今回、「動く歩道」につきましては設置しない方向で考えております。

また、現在、「動く歩道」のほかに検討しておりますのが、エスカレータでございます。エスカレータにつきましては、若干バリアフリーとは異なるかと思いますが、歩行者の大量移動という装置でございます。これにつきましては、4ページの左側をご覧ください。歩行者・自転車動線計画として、赤の破線で書いております歩行者動線2階レベルでございます。西口と東口を結びます主動線につきましては、先程ご説明しました東西自由通路になってくるかと思っております。こちらの破線の動線、及び交流広場から南に降りる実線の動線を歩行者の主動線と考えておまして、この交流広場については、エスカレータ等の設置も検討しております。また、今後の計画歩行者量も考えまして、第1バスのバス・タクシー乗降場への降り口につきましても、先程もご説明いたしましたように、北街区と

南街区に駐輪場・立体駐車場を計画しておりますので、来年度以降
詳細設計の中で詰めていこうと考えております。

永井議長 このエレベータと書いてあるところは、エスカレータの可能性も
あるということですか。

森岡幹事 エレベータとエスカレータの両方を設置できればと考えている
ところでございます。

永井議長 今のお話ですと、一番西側のところは40mと仰ってましたね。
そこだけ、西口のビルまでの自由通路を広げることは出来ないの
ですかね。そうすると、少なくとも最後の40mは、やろうと思えば
できるんですよ。南北の動線とぶつかるところはなしにしても、
最後の40mだけは補助的に付けるということも有り得る。ここは
最後の部分ですから、一番交通量が多いところですよ。それから、
ビルに入って、店舗が並んでいるところは、抜こうと思えば抜けな
いことは無いんじゃないかなと思います。そうやっていけば、西口
の負荷は下がって、東口から行ってもいいということで、西口の狭
い部分が東口で担保できるような形は有り得るかな。なるべく西口
の狭い部分を東口の広場でバックアップするということを考えた
ら、そのぐらいやっても良いような気はしますけどね。

 いかがでしょうか。何か、他に気が付いたことでも何でも結構で
ございます。

増淵委員 緋鯉も泳いでいる清流が流れており、憩いの場として、皆さんに
大きなプラスになっているわけですが、あの清流はどこから流れて
くるのかという疑問があります。地面がどんどんコンクリートで固
められてきた場合に、水源が枯渇するという将来懸念もある。現在、
綺麗な湧き水が流れてくるからといって、将来も流れてくるとは限
らないので、その辺はどうなのか。また、将来はどんな展望がある
のか。その辺は検討しているかどうか。

森岡幹事 白楊高校の前の通りにある、今泉立体の地下水を汲み上げて、駅

東口の水路に流してきているということで、水量は一定量確保でき、また、水質も濁りがほとんどないものを確保できると、調査の結果なっております。

永井議長　それでは、そろそろ、ご意見も出尽くしたと思いますので、1号議案からお諮りさせていただきたいと思います。

まず、議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について 3・3・101号 東大通り」について「原案どおり異存ない」ということでよろしいでしょうか。

各委員　異議なし

永井議長　それでは、続きまして、お諮りいたします。

議案第2号「宇都宮都市計画道路の変更について 3・4・137号 駅東口広場通り」について「原案どおり異存ない」としてご異議ございませんでしょうか。

各委員　異議なし

永井議長　続きまして、議案第3号「宇都宮都市計画土地区画整理事業の決定について 宇都宮駅東口土地区画整理事業」について「原案どおり異存ない」としてよろしいでしょうか。

各委員　異議なし

永井議長　どうもありがとうございました。

それでは、「原案どおり異存なし」ということで答申させていただきたいと思います。

以上で本日の議事は終了致しました。

その他　続きまして、4「その他」について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局より何かありますか。

飯塚書記

東口についての答申，ありがとうございました。

その他でございますが，本日，別の資料でお配りさせていただきましたが，今後，新斎場についての案件がございまして，これにつきましても，皆様方にご意見等いただきながら，審議した上で決定していこうと考えております。また，日程等が決まりましたらご連絡させていただき，ご説明をさせていただきたいと存じます。

永井議長

それは今年度中ですか。

飯塚書記

新年度に入ってからでございます。

閉会

それでは，これをもちまして第24回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。

永井議長

長時間のご審議ありがとうございました。

宇都宮市都市計画審議会

議長（会長）

永 井 護

（会長職務代理者）

小 林 秀 明

審議会議事録署名委員

塩 田 潔

審議会議事録署名委員

岡 本 治 房